

## 豊島区政策評価委員会委員名簿（令和4年度）

職名	氏名	役職等
委員	いのまた 猪岐  こういち 幸一	公認会計士
委員	おおさき 大崎  えいじ 映二	行政アドバイザー
委員	はらだ 原田  ひさし 久	立教大学法学部教授
委員	ふじた 藤田  ゆきこ 由紀子	学習院大学法学部教授
委員	ますだ 益田  なおこ 直子	拓殖大学政経学部准教授
委員	おくしま 奥島  まさのぶ 正信	豊島区政策経営部長
委員	ささき 佐々木  みつこ 美津子	豊島区男女平等推進センター所長

※敬称略・有識者委員は五十音順。赤字は今年度からの変更点

## 政策評価委員会に関する条例の抜粋

### ○豊島区附属機関設置に関する条例（平成26年条例第16号）

（趣旨）

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、区長及び教育委員会（以下「執行機関」という。）の附属機関の設置、担任する事務、組織その他附属機関について必要な事項を定めるものとする。

（設置及び担当事務）

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じて、それぞれ同表担当事務の欄に定めるとおりとする。

（組織）

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）の定数は、別表附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じて、それぞれ同表委員の定数の欄に定めるとおりとする。

2 委員は、学識経験者その他それぞれの附属機関の担任する事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、別表附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じて、それぞれ同表委員の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第5条 執行機関は、必要があると認めるときは、附属機関に専門の事項を調査させるための専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表

(1) 区長の附属機関

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
豊島区政策評価委員会	区の政策、施策及び事務事業に係る評価及び審査に関すること。	13人以内	委嘱又は任命された日からその日の属する年度の末日まで

## ○豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例

(平成26年条例第39号)

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置した執行機関の附属機関の構成員（以下「委員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(報酬額)

第2条 委員に対しては、別表の定めるところにより報酬を支給する。ただし、区の常勤の職員である者に対しては、支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 委員の報酬は、次の各号に定める日に支給する。

(1) 日額を支給単位とする委員の報酬は、勤務した当日又は勤務した日以後速やかに支給する。ただし、その月のうち相当日数の勤務をする場合は、その月分をまとめて翌月15日までに支給することができる。

(2) 月額を支給単位とする委員の報酬は、豊島区の一般職の職員の例による。

2 前項に定めるもののほか、報酬の支給方法に関し必要な事項は別に定める。

(費用弁償)

第4条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は職員の旅費に関する条例（昭和50年豊島区条例第26号）に規定する額とし、支給方法は豊島区の一般職の職員の例による。

3 前項に定めるもののほか、特別な事情があるときは、特別車両料金及び特別船室料金を支給することができる。

別表

職名	報酬の額
豊島区政策評価委員会委員	委員長日額 15,700円
	委員日額 13,700円

## 豊島区政策評価委員会運営要綱

平成 24 年 4 月 1 日  
政策経営部長決定

改正 平成 26 年 7 月 7 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊島区附属機関設置に関する条例（平成 26 年豊島区条例第 16 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、豊島区政策評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第 2 条 条例別表に規定する委員会の担当事務は、行政サービス及び区政運営の改善に資することを目的として、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 区が実施する行政評価の実施方法に関すること
- (2) 区が実施した行政評価の結果に関すること
- (3) 基本計画の進捗状況に関すること
- (4) 実施計画の策定に関すること
- (5) 政策提言に関すること
- (6) その他必要な事項

2 委員会は、区が実施する事務事業等を自ら評価し、区長に対し、その結果の報告及び改善策等の具申を行うことができる。

## (組織)

第 3 条 委員会は次の各号に掲げる者で構成し、それぞれ各号に定める人数の範囲内において、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 自治体政策又は行政評価に識見を有する者 8 名以内
- (2) 区職員 5 名以内

## (委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長の指名により定める。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (招集及び議事)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

## (庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、政策経営部企画課及び政策経営部行政経営課において処理する。

## (補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定

める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区自治の推進に関する基本条例（平成18年豊島区条例第1）に規定する区長等が設置する審議会等の会議の公開に関し、必要な事項を定めることにより、区の政策形成過程における情報を区民に分かりやすく提供し、もって区民の知る権利の保障に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関
- (2) 区長等が規則、規程、要綱等により設置した会議体で、区の計画等の策定又は区行政の総合調整を主な目的とする区の政策形成に関わるもの

(会議の公開)

第3条 審議会等の会議は、原則として公開する。

(会議の非公開等の決定)

第4条 審議会等は、当該審議会等の会議が次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部の非公開を決定することができる。

- (1) 法令等（法律、命令、条例又は規則をいう。以下同じ。）の規定により非公開とされる場合
- (2) 豊島区行政情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当する事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障があると認められる場合

2 審議会等は、会議の全部又は一部の非公開を決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の傍聴)

第5条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、審議会等は、傍聴を認める者の定員を定めることができる。

3 審議会等は、会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(会議開催の周知)

第6条 審議会等を所管する事務局（以下「事務局」という。）は、公開する会

議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を、区ホームページに掲載するほか、区広報紙等により事前に区民に周知しなければならない。ただし、緊急に審議会等の会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴を認める者の定員及び傍聴の申込方法
- (6) その他事前公表が可能な事項
- (7) 問い合わせ先

(会議録の作成)

第7条 事務局は、当該会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 事務局を主管する課の名称
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 議題
- (6) 会議の公開、非公開又は一部非公開の別
- (7) 会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由
- (8) 会議録の公開、非公開又は一部非公開の別
- (9) 会議録を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由
- (10) 出席者の氏名等
- (11) 傍聴人の数（会議を公開又は一部非公開とした場合に限る。）
- (12) 審議経過
- (13) 会議の結果
- (14) 提出された資料等
- (15) その他必要な事項

(会議録の公開)

第8条 事務局は、当該会議に係る会議録（会議資料を含む。）を、会議録の確定後速やかに、次に掲げる方法により、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 事務局での閲覧
- (2) 行政情報コーナーでの閲覧及び区ホームページへの掲載
- (3) その他審議会等が指定する場所での閲覧

2 前項の会議録には、原則として第7条に規定する事項を掲載する。ただし、

第4条の規定により、会議の全部又は一部の非公開を決定したときは、当該会議録の公開方法について、当該審議会が決定するものとする。

- 3 審議会等は、会議録の全部又は一部の非公開を決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 4 事務局は、当該会議資料について、その内容が非公開情報に該当する場合を除き、閲覧に供するなど情報提供に努めなければならない。
- 5 第1項の規定による閲覧は、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度及び翌年度の始めから2年間行うものとする。

(審議会等の概要の公開)

第9条 事務局は、当該審議会等の概要について明らかにするため、毎年4月1日現在における次に掲げる事項を、区ホームページに掲載するものとする。

- (1) 審議会等の名称
  - (2) 設置根拠法令等
  - (3) 設置年月日
  - (4) 所掌事務
  - (5) 会議の公開、非公開又は一部非公開の別
  - (6) 会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由
  - (7) 委員の構成
  - (8) 開催実績
  - (9) その他公表が可能な事項
  - (10) 問い合わせ先
- 2 事務局は、新たに審議会等を設置したとき又は既に設置されている審議会等に変更等があったときは、前項に掲げる事項について、企画課長へ提出するとともに、速やかに区ホームページに掲載するものとする。

(特別の定めがある場合の取扱)

第10条 審議会等の会議の公開並びに会議録の作成及び公開について、法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(補足)

第11条 この要綱の対象とならない会議についても、当該会議体の事務局は、この要綱に照らし、会議及び会議録を公開するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月21日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱は、平成20年4月1日以降に開催される審議会等の会議について適用する。

(会議録の指針の廃止)



3 この要綱の施行に伴い、「会議録の作成に関する指針」（平成 13 年 3 月 28 日区長決裁）は、廃止する。

（経過措置）

4 この要綱の施行の際、審議会等の会議録で現に作成されているものについては、この要綱の規定を適用する。

## 豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱運用指針

## 第1 目的（第1条関係）

本条は、本要綱の目的を定めたものである。

豊島区自治の推進に関する基本条例第18条は、区長等の説明責任の一環として区長等が設置する審議会等の会議の公開原則を定めている。本要綱は、同条に規定された審議会等の会議の公開に関して必要な事項を定めるものであり、各条項の解釈及び運用は、常に同条例における区政情報の共有の理念に照らして行わなければならない。

## 第2 定義（第2条関係）

本条は、本要綱の規定が及ぶ審議会等の範囲について規定したものである。

- 1 附属機関とは、地方自治法第138条の4第3項に規定する法律又は条例の定めるところにより、区の執行機関の附属機関として設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関をいう。
- 2 「区長等」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- 3 本条第2号の規定は、区長等が規則、規程、要綱等により設置した会議体のうち、その主たる設置目的が、区の計画等の策定又は区行政の総合調整であるものについて、内部会議も含めて本要綱を適用する趣旨である。
- 4 本条第1号又は第2号に該当する会議は、別表のとおりとする。  
なお、別表に掲げる会議は、審議会等の会議の新設、改正、廃止、名称変更等に応じて、速やかに見直すこととする。
- 5 附属機関以外の会議で、次に掲げる内容を設置目的とする会議体については、本要綱の対象からは除くものとする。
  - (1) 専ら軽易な連絡調整又は事務説明を目的とするもの
  - (2) 個人や団体の表彰を審査することを目的とするもの
  - (3) 専ら個人に関する情報を基礎として、個人の処遇の判定等の審議、審査等を行うことを目的とするもの
  - (4) 専ら事業者の選定を目的とするもの

なお、本要綱の対象から除かれる会議についても、その会議の公開に当たっては、本要綱の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

## 第3 会議の公開（第3条関係）

- 1 区行政の透明性、公正性を向上させるため、政策形成過程の情報を可能な限り区民に提供していくという趣旨から、審議会等の会議及び会議録は原則として公開とする。

- 2 「会議」には、附属機関又は会議体自体の会議のみならず、その下部組織として設置する専門委員会、部会等（答申案等を作成する起草委員会に相当するものを除く。）の会議も含むものとする。
- 3 審議会等の会議の委員等には就任依頼時から、事前に本要綱の趣旨である会議の公開原則等の規定について説明をし、了解を得ておくこととする。

#### 第4 会議の非公開等の決定（第4条関係）

- 1 審議会等の会議について、原則に反して、会議の全部又は一部を非公開（以下「非公開等」という。）とする場合は、当該審議会等において決定することとする。
- 2 審議会等が、運営の基本方針として会議の非公開等を決定した場合は、会議開催ごとに非公開等の決定を行う必要はない。ただし、会議の状況により非公開等の取扱いを変更する場合は、審議事項が確定次第決定することとする。
- 3 公開する会議の開催中に、非公開とすべき情報を扱う必要が生じた場合は、非公開とすべき情報に基づく審議事項を後に回し、傍聴者を退席させてから審議するなど工夫をする。
- 4 本条第1項第2号に規定する豊島区行政情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報とは、次のとおりである。

#### 【参考】

##### 豊島区行政情報公開条例

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、当該請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政情報を公開しなければならない。

(1) 法令等（法律、命令、他の条例又は規則をいう。以下同じ。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣、東京都知事その他国若しくは東京都の機関の要求若しくは指示により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの、又は特定の個人が識別され、若しくは識別され得ることはないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公にすることにより、犯罪の発生を招くおそれのある情報
- (5) 区の機関の内部若しくは相互間又は区の機関と国等(国、独立行政法人又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。)若しくは公開請求者以外のものとの間における審議、検討、協議、調査研究等(以下「審議等」という。)に関する情報であつて、公にすることにより、当該審議等又は当該審議等の結果に基づいて区の機関若しくは国等が行う事務若しくは事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
- (6) 区の機関又は国等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、人事管理その他の事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
- (7) 区、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であつて、第三者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

5 本条第1項第3号中「当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障があると認められる場合」とは、当該会議を公開することにより、各委員の自由な発言と意見交換に支障をきたすことが明らかに予想される場合をいう。

- 6 審議会等の会議の非公開等を決定した場合は、区ホームページに掲載する審議会等の概要に非公開理由を明記する。
- 7 当該会議が、新設又は委員等の改選期に当たる場合等で、会議の方針が決定されていないときは、審議会等の概要の「会議の公開」欄を「非公開」とし、その理由を明記する。ただし、事前に委員等に会議の公開について了承を得ているときには、「公開」とする。

#### 第5 会議の傍聴（第5条関係）

- 1 審議会等は、会議の実情に応じて、傍聴を認めるものの定員を定めることができる。
- 2 傍聴に係る手続その他必要な事項は、当該審議会等が定めることとする。

#### 第6 会議開催の周知（第6条関係）

本条は、会議の公開を区民に周知するため、事前公表の周知方法等について定めたものである。

- 1 区民への周知方法は、区ホームページ及び区広報紙への掲載によるものとし、その他ポスターの掲示、チラシの配布等の手法を幅広く活用するものとする。
- 2 本条に規定する会議開催の周知事項のうち、議題については、区広報紙等への掲載が困難な場合には、省略することができる。
- 3 当該会議が、新設又は委員等の改選期に当たる場合等には、本要綱の趣旨に沿って、事前に委員等に会議の公開について了承を得るなど、より広く区民に事前周知するよう努めなければならない。

#### 第7 会議録の作成（第7条関係）

- 1 「当該会議の公開、非公開にかかわらず」とは、会議の非公開が当然に当該会議録の非公開に帰結するものではないから、たとえ当該会議が非公開であっても、会議録を作成しなければならないという趣旨である。
- 2 本条第2項に規定する会議録の様式は、原則として別記第1号様式とする。  
ただし、事務処理上の困難その他相当の理由があるときは、当該審議会等が決定することにより、会議録の記載事項のうち、審議経過については審議の録音をもってこれに代えることができる。  
なお、審議経過の記載方法については、当該審議会等において決定するものとする。
- 3 事務局は、会議録の記載内容について、審議会等の会議の代表者又は当該代表者が指名した者の確認を得るものとする。ただし、審議会等において別段の確認方法を定めたときは、その定めによる。

## 第8 会議録の公開（第8条関係）

- 1 会議録は2部作成し、1部を区民相談課長に提出し、1部を当該所管課長において閲覧に供する。同様に、会議録を区ホームページに掲載するものとする。
- 2 区民相談課長は、前項の規定により提出された会議録を行政情報コーナーに備え置き、閲覧に供することとする。
- 3 第4条の規定により、会議の非公開等を決定した会議は、会議録の公開の可否及び会議録の公開方法について、当該審議会等が決定するものとする。
- 4 前項により、会議録の非公開等を決定した場合は、会議録の「公開の可否」欄に非公開理由を明記する。
- 5 区ホームページに会議資料を掲載することが技術的に困難である場合には、会議録の「提出された資料等」欄に当該資料の表題を掲載することにより、これに代えることができる。
- 6 会議録の閲覧及び区ホームページへの掲載は、本条第5項の規定にかかわらず、審議会の状況に応じ、長期にわたって行うことができる。
- 7 行政情報としての会議録の保存年限は、豊島区文書保存規程（平成6年豊島区訓令甲第4号）によるものとする。

## 第9 審議会等の概要等の公開（第9条関係）

本条は、審議会の名称、設置根拠、所掌事務等を明らかにするため、審議会等の概要の作成及び公開方法について定めたものである。

- 1 本条に規定する審議会等の概要の様式は、別記第2号様式とする。所管課長は、毎年4月1日現在における審議会等の概要を作成し、区ホームページに掲載するものとする。
- 2 新たに審議会等を設置したとき又は既に設置されている審議会等の名称変更、改正、統合、終了、廃止等の変更があったときは、所管課長は、変更内容を反映させた審議会等の概要を作成し、企画課長に提出する。同様に、当該概要を、区ホームページに掲載し、速やかに区民へ周知するよう努めなければならない。

## 第10 特別の定めがある場合の取扱（第10条関係）

本条は、法令等に会議録の作成及び公開の手続が定められている会議の会議録については、本要綱を適用しないことを定めたものである。

## 第11 対象とならない会議の取扱（第11条関係）

本条は、区民への説明責任の観点から、本要綱の対象からは除かれる会議であっても、会議録を作成し、会議及び会議録を公開するよう努めることが望ましいことを示すものである。

#### 附則関係

- 1 本要綱は、区長決定の日から施行し、平成20年4月1日以後開催する審議会等の会議に適用するものとする。
- 2 審議会等の会議録のうち、本要綱施行時に現に作成しているもの及び、従前より区ホームページ又は行政情報コーナーにおいて会議録を公開しているものについても、本要綱の対象とするものとする。

#### 附 則

この運用指針は、平成20年7月1日から実施する。

#### 附 則

この運用指針は、平成29年2月8日から実施する。

#### 附 則

この運用指針は、平成30年9月1日から実施する。

別表

(1) 附属機関

(平成 30 年 6 月 1 日現在)

NO.	会議体の名称	事務局
1	豊島区基本構想審議会	政策経営部 企画課
2	豊島区自治推進委員会	政策経営部 企画課
3	豊島区政策評価委員会	政策経営部 企画課
4	旧第十中学校跡地活用等基本計画検討委員会	政策経営部 企画課
5	豊島区公の施設指定管理者審査委員会	政策経営部 行政経営課
6	豊島区国際アート・カルチャー都市懇話会	政策経営部 区長室
7	豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会	政策経営部 区民相談課
8	以下 (略)	

(2) 区の政策形成に関わる会議

(平成 30 年 6 月 1 日現在)

(略)



別記第1号様式(第7関係)

# 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称			
事務局（担当課）			
開 催 日 時	年	月	日（ ） 時 分～ 時 分
開 催 場 所			
議 題			
公開の 可 否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開      傍聴人数      人	
		非公開・一部非公開の場合は、その理由	
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開	
		非公開・一部非公開の場合は、その理由	
出席者	委 員		
	そ の 他		
	事 務 局		

# 審 議 経 過

No. \_\_\_\_\_

※ 審議経過の記載が2頁以上にわたる場合は、右肩にNo.を付す。

会 議 の 結 果	
提出された資料等	
そ の 他	

## 審 議 会 等 の 概 要

名 称			
設置根拠法令等			
設置年月日	<input type="checkbox"/> 昭和	<input type="checkbox"/> 平成	
区 分	<input type="checkbox"/> 附属機関	<input type="checkbox"/> 附属機関以外で政策形成に關与する會議	
所 掌 事 務			
下部組織の名称			
委員の構成	総数	名	うち、公募委員
		名	委員名簿(別紙様式のとおり)
	代表者名:		(肩書き)
會議の公開	<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部非公開	<input type="checkbox"/> 非公開
	一部非公開・非公開の理由:		
會議録の公開	<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部非公開	<input type="checkbox"/> 非公開
	一部非公開・非公開の理由:		
問 合 せ 先	部 課 名	部 課	
	電 話 番 号		
	メ ー ル		
	ア ド レ ス		
開催状況	【平成 年度】		
	開催回数	審 議 会 等	回
		下 部 組 織	回
答申書・計画書等			

(開催経過)

【平成 年度】

開催回数

審議会等

回

下部組織

回

答申書・計画書等

(開催経過)

【平成 年度】

開催回数

審議会等

回

下部組織

回

答申書・計画書等

(開催経過)

